

原発事故

# 東電元会長ら起訴相当

## 検察審「津波への措置でできた」

と述べました。元副社長の2人についても、当時の立場を踏まえた上で、「適切な措置を指示し、結果を回避することができた」と判断しました。

福島県民ら約1万4000人が参加する福島原発

訴訟団が2012年6月、勝

俣元会長ら事故当時の東電

経営陣ら33人を業務上過失

致死傷容疑などで告訴・告

発。東京地検は13年9月、

他の市民団体などが告訴・

告発した菅直人元首相ら政

府関係者を含む計42人全員

を不起訴処分としていまし

た。

↓関連④⑤面

東京電力福島第1原発事 した。議決は23日付。

他に起訴相当とされたの

は、武藤栄、武黒一郎両元

副社長。今後、東京地検が

再捜査し、改めて処分を決

めます。再び不起訴となっ

ても、起訴相当の3人につ

いては、検審が2回目の審

査で起訴すべきだと議決す

れば、検察官役の指定弁護

士により強制起訴されま

す。

検審は議決理由で、3人

が福島第1原発に最大15

超の高さの津波が押し寄せ

る可能性があるとの報告を

受けていたと指摘。勝俣元

会長について「津波の影響

を知りうる立場・状況にあ

り、当時の最高責任者とし

て、各部署に適切な対応策

を取らせることができた」

故をめぐり、業務上過失致 死傷容疑で告訴・告発さ れ、不起訴処分となった勝 俣恒久元会長をはじめとす る東電旧経営陣3人につい て、東京第5検察審査会は 31日までに、起訴すべきだ とする起訴相当の議決をし ました。また、元常務1人 について不起訴不当としま